

宮前スポーツセンター 利用料金改定のお知らせ

1. 改定理由

利用する方としない方との負担の公平性・公正性の確保と令和元年 11 月の消費税の引上げ分の適切な転嫁のための取組として、使用料の見直しを行います。

2. 改定対象

- 施設専用利用料（大体育室・小体育室・研修室等）
 - 設備専用利用料（各種スポーツ器具・放送器具）
 - 個人利用料（スポーツデー・トレーニング室）
- ※駐車場料金の改定はありません。

3. 改定日

令和 5 年 4 月 1 日(土)

＝経過措置＝

令和 5 年 3 月 31 日までに利用申請した場合、実際の利用日が 4 月 1 日以降であっても、改定前の料金が適用されます。

4. 改定例 (詳しい料金表は受付窓口にお問い合わせください)

	旧料金(令和 5 年 3 月 31 日申請分まで)	新料金(令和 5 年 4 月 1 日申請分から)
施設専用利用料 (例: 大体育室 入場料徴収なし 全面 午前区分利用)	6,930 円	7,620 円
施設専用利用料 (例: 小体育室 入場料徴収なし 全面 午前区分利用)	2,750 円	3,020 円
施設専用利用料 (例: 研修室 1・2 入場料徴収なし 午前区分利用)	1,760 円	1,930 円
個人利用料 (例: トレーニング室 18 歳以上)	220 円	240 円

※令和 5 年 3 月 31 日までに利用申請したものについては、令和 5 年 4 月 1 日以降の利用日であっても改定前の料金が適用されます。